

株 主 各 位

広島市中区南吉島一丁目3番6号  
**株式会社横田製作所**  
代 表 取 締 役 長 横 田 義 之  
社

## 第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、2021年6月23日（水曜日）午後4時55分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2021年6月24日（木曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 広島市中区基町6番36号<br>メルパルク広島 6階「安芸」<br>（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第68期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件                  |
| 決議事項            |  |
| 第1号議案           | 剰余金の処分の件   |
| 第2号議案           | 定款一部変更の件   |
| 第3号議案           | 取締役7名選任の件  |
| 第4号議案           | 監査役3名選任の件  |
| 第5号議案           | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件  |
| 第6号議案           | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件  |

以 上

- 
- ◎ ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承ください。
  - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.aquadevice.com>）に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について

### 【株主様へのお願い】

- ・感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前に書面により議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席される場合は、マスクをご持参いただき、ご着用ください。

### 【株主総会会場におけるご対応】

- ・当日、ご来場時に検温をさせていただき、発熱及び体調不良と見受けられる方は、ご入場をご遠慮いただく場合がございます。
- ・ご入場時はアルコール消毒液にて手指の消毒をお願いいたします。アルコール消毒液は会場受付前に配備いたします。
- ・当社の出席役員及び運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用にて対応させていただきます。

### 【株主総会会場変更時のご対応】

新型コロナウイルス感染症の影響等により開催場所が利用できなくなる場合には、変更場所等を当社ウェブサイト (<http://www.aquadevice.com>) にてご案内をいたします。株主総会当日に、ご来場予定の株主様は、あらかじめご確認ください。

(添付書類)

## 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、日銀が発表した3月の全国企業短期経済観測調査(短観)によると、米中など海外経済の持ち直しで輸出や生産活動が拡大し、企業の景況感を示す業況判断指数(DI)は、大企業製造業ではプラス5となり前回12月調査から15ポイントの改善となっております。

このような状況のもと、当社は相対的優位性のある既存領域を確保しつつ、技術開発力を高め、既存製品の改良や性能向上による差別化により新たな需要分野への展開・進出を図り、適正な人員配置と組織改革による生産性の向上とコスト削減に注力することにより採算重視の経営に努めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の受注は、1,761百万円(前期比7.2%減)となりました。受注が減少した主な理由は、前期はポンプ製品の大型案件の受注で受注高が一時的に増加していたためであります。売上高につきましては、1,829百万円(同5.5%増)となりました。

また、営業損益は、売上高の増加などで売上総利益が増加したことに加えて、出張の自粛による旅費及び交通費の減少などで販売費及び一般管理費が減少したため、269百万円(同9.0%増)の営業利益となりました。経常損益は、営業利益の増加などによって、269百万円(同8.3%増)の経常利益となりました。この結果、当事業年度の当期純利益は、194百万円(同9.9%増)となりました。

当社製品別の業績は次のとおりであります。

(単位：百万円)

製 品 別	受 注 高		売 上 高	
	金 額	前期比	金 額	前期比
ポンプ製品	755	22.5%減	933	12.1%増
バルブ製品	315	26.8%増	246	1.9%減
部品・サービス	689	2.3%増	648	0.1%減
合 計	1,761	7.2%減	1,829	5.5%増

#### [ポンプ製品]

受注は、官公需の受注、石油・化学関連企業からの受注が増加したものの、食品関連企業、鉄・非鉄関連企業、機械・電子関連企業、電力関連企業、海外企業からの受注が減少したことなどにより、755百万円(前期比22.5%減)となりました。なお、ポンプ製品の受注が減少した主な理由は、前期は大型案件の受注で受注高が一時的に増加していたためであります。売上高につきましては、食品関連企業、鉄・非鉄関連企業、機械・電子関連企業、海外企業への売上が減少したものの、官公需の売上、電力関連企業への売上が増加したことなどにより、933百万円(同12.1%増)となりました。

#### [バルブ製品]

受注は、機械・電子関連企業からの受注が減少したものの、官公需の受注が増加したことなどにより、315百万円(前期比26.8%増)となりました。売上高につきましては、官公需の売上が増加したものの、機械・電子関連企業への売上が減少したことなどにより、246百万円(同1.9%減)となりました。

#### [部品・サービス]

受注は、電力関連企業からの受注が減少したものの、官公需の受注が増加したことなどにより、689百万円(前期比2.3%増)となりました。売上高につきましては、官公需の売上が増加したものの、電力関連企業への売上が減少したことなどにより、648百万円(同0.1%減)となりました。

### (2) 資金調達等の状況

該当事項はありません。

### (3) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は61百万円で、その主なものは、アルカリ砂再生装置や試運転用高圧起動盤などの機械装置40百万円、木型など工具器具17百万円などであります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 第65期	2018年度 第66期	2019年度 第67期	2020年度 (当期) 第68期
受 注 高 (百万円)	1,731	1,877	1,898	1,761
売 上 高 (百万円)	1,746	1,759	1,733	1,829
経 常 利 益 (百万円)	279	275	249	269
当 期 純 利 益 (百万円)	192	189	177	194
1 株当たり当期純利益 (円)	102.52	100.92	94.53	103.90
総 資 産 (百万円)	2,426	2,550	2,754	2,900
純 資 産 (百万円)	2,001	2,133	2,245	2,365
1 株当たり純資産額 (円)	1,068.19	1,139.10	1,198.63	1,262.54

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

## (5) 対処すべき課題

当社はポンプ・バルブを中心に、水を中心とした流体に関する様々なご要望を自社独自の技術・ノウハウによって具現化する「水ソリューション企業」であります。

当社がお客様に支持される高付加価値製品を提供し続けるために、「熱意を燃し続けて成果をみよう」という経営指針に基づいて、情熱と信念を持って様々な課題に対処してまいります。

なお、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

### ・競争優位の源泉となるコア技術の開発力強化

当社は、1948年の創業以来、「創意に満ちあふれた商品にしよう」という経営指針に基づいて、お客様の様々なご要望を具現化した製品を開発してまいりました。

今後の更なる発展のためには、競争優位の源泉となるコア技術の開発力及び応用力の強化が必要不可欠と考え、これに必要な優秀な人材の確保と育成に努めてまいります。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大は、産業構造の変化や新しい価値観の発生をもたらしました。当社は時代を超えて永続する企業となるために、変化し続ける経営環境に適應できる仕組みづくりを行ってまいります。

### ・マーケティング機能強化

当社は、当社営業担当者とお客様との接点を持つことが重要であると考え、ホームページ、広告宣伝、展示会出展等によるわかりやすい情報の発信に注力してまいりました。

今後の更なる発展のためには、当社及び当社の技術・ノウハウによる製品に、より一層の関心を持って頂けるよう、お客様との関係を密にし、水や流体に関する様々なご要望を傾聴する必要がありますので、「誠意を込めつくして対応しよう」という経営指針に基づいて、マーケティング機能をさらに強化してまいります。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するためにリモート営業を開始いたしました。円滑なりモート営業を行うために当社はIT（情報技術）環境の更新を行い、リモート営業に活用できるようホームページのデザインを一新しました。今後も円滑なりモート営業を行うための様々な工夫を行ってまいります。

### ・コストの削減

当社の主要原材料であるステンレス材をはじめとする金属材料の価格は、外部要因の影響による価格変動が激しく、それにより当社の製造原価は少なからず影響を受けてまいりました。

当社はIT（情報技術）を活用し、徹底した省力化及び省人化並びに部材購入品の洗い直し、業務の改善合理化を推進し、固定費を圧縮させるなどの経費削減を行い、これら価格変動による製造原価への影響を極力抑え、今後も安定した利益の確保を図ってまいります。

なお、リモート営業の開始は業務の改善合理化とコストの削減をもたらしました。今後もリモート営業を継続し、更なるコストの削減を行ってまいります。

・新型コロナウイルスの感染拡大による財務リスクへの対応

当事業年度は、新型コロナウイルスの感染拡大によって業績を見通すことが困難な状況が継続し、売上高の大幅な減少や予測できない多額の支出が発生した場合、将来の業績悪化に影響を及ぼすリスクがありました。

現時点におきましても、新型コロナウイルス変異株の感染拡大による影響を受ける可能性がある一方、コロナワクチンの普及による経済活動の正常化が期待されており、一定の不確実性があります。

今後の見通しにつきましては、当事業年度末の受注残高は下記のとおり前期比12.4%減となっておりますが、前期はポンプ製品の大型案件受注により受注残高が一時的に増加していたためであり、一過性の減少と考えております。また、当事業年度末の受注残高は502百万円と一定の水準にあることに加えて、当社は、流動比率577.3%、自己資本比率81.5%、総資産現預金比率57.6%であり、新型コロナウイルスの感染拡大によって業績が悪化した場合でも、業績への影響は限定的であると考えております。

製 品 別	受注残高(百万円)	前 期 比
ポ ン プ 製 品	278	39.0%減
バ ル ブ 製 品	103	204.2%増
部 品 ・ サ ー ビ ス	119	45.2%増
合 計	502	12.4%減

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

#### (6) 主要な事業内容

自吸渦巻ポンプ、片吸込渦巻ポンプ、脱泡・脱気装置、各種ポンプ、無水撃チェッキ弁、ウェハーチェッキ弁、定流量弁及びその他用水機器の製造販売ならびに機械器具設置工事業・管工事業

#### (7) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本社	広島市中区
本社工場	広島市中区
広島支店	広島市中区
東京支店	東京都新宿区

#### (8) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比	平 均 年 齢	平均勤続年数
81名	増減なし	43.3歳	10.2年

- (注) 1. 上記従業員のほか、嘱託・パートタイマーの人数は9名であります。  
2. 従業員数は、役員、従業員兼務役員、アルバイトを除いております。  
3. 平均年齢、平均勤続年数は、役員、従業員兼務役員、アルバイトを除き臨時従業員（嘱託・パートタイマー）を含みます。  
4. 平均年齢、平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てております。

#### (9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (10) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,400,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,873,500株 (自己株式160株を含む)  
(3) 当事業年度末の株主数 848名  
(4) 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
横 田 博	332,800 株	17.77 %
三 浦 眞 理 夫	160,000 株	8.54 %
横 田 義 之	120,000 株	6.41 %
広 島 信 用 金 庫	120,000 株	6.41 %
横 田 征 子	108,000 株	5.77 %
横 田 製 作 所 従 業 員 持 株 会	102,000 株	5.44 %
光 通 信 株 式 会 社	99,700 株	5.32 %
石 田 勇	93,600 株	4.99 %
長 岡 隆	44,900 株	2.40 %
三 浦 治 子	40,000 株	2.14 %
田 中 尚 子	40,000 株	2.14 %

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (160株) を控除して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	横 田 博	
代 表 取 締 役 社 長	横 田 義 之	
取 締 役	西 文 夫	技術部長
取 締 役	石 田 克 之	経理総務部長
取 締 役	松 本 嗣 治	営業本部長
取 締 役	綿 井 宏	本社工場長
常 勤 監 査 役	土 岸 義 直	
監 査 役	藤 岡 達 麻	弁護士
監 査 役	中 村 政 英	公認会計士

- (注) 1. 土岸義直氏、藤岡達麻氏及び中村政英氏は社外監査役であります。  
また、当社は土岸義直氏、藤岡達麻氏及び中村政英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役中村政英氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社全役員であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

##### 1. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	
取締役	95	70	18	5	6
監査役 (うち社外監査役)	13 (13)	9 (9)	2 (2)	0 (0)	3 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

##### 2. 業績連動報酬等に関する事項

当社は、取締役及び監査役に対して業績連動報酬等として賞与を支給しております。

業績連動報酬等に係る指標は経常利益（注1）としております。当該指標を選択した理由は、当社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標であり、業績連動報酬等の指標として適切と判断したためです。

支給額は、業績連動報酬総額（注2）を内規に従って計算し、基本報酬の額を基準として各役員に配分しております。

なお、業績連動報酬等の支給条件として「指標目標の達成」は設定しておりません。業績連動報酬等は、経常損益が経常利益（注1）の場合に支給しており、当事業年度の予算に基づいた指標の目標は378百万円、実績は418百万円であります。

- (注) 1. 従業員の決算賞与及び役員業績連動報酬等を支給する前の経常利益  
2. 従業員の決算賞与及び役員業績連動報酬等を支給する前の経常利益×5%

##### 3. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2011年6月27日開催の第58回定時株主総会において年額150百万円以内と決議しております（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2011年6月27日開催の第58回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

#### (5) 役員報酬等の額の決定に関する方針

##### 1. 役員報酬等の額の決定に関する方針の決定方法

取締役報酬等の額の決定方針については取締役会の決議により、監査役報酬等の額の決定方針については監査役の協議により決定しております。

## 2. 役員報酬等の額の決定に関する方針の内容

### ① 役員報酬等の基本的な考え方

当社の役員報酬等については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、当社役員に求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう設計しております。

### ② 役員報酬等の内容

#### a. 取締役報酬

基本報酬、業績連動報酬、退職慰労金で構成しております。なお、基本報酬、業績連動報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内としております。

#### b. 監査役報酬

基本報酬、業績連動報酬、退職慰労金で構成しております。なお、基本報酬、業績連動報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内としております。

#### c. 基本報酬

各取締役の報酬については、業績、役位を勘案して取締役会にて決定し、各監査役の報酬については、監査役の協議により決定しております。

#### d. 業績連動報酬

業績連動報酬は、当社の業績に応じて、業績連動報酬の総額を内規に従って計算し、基本報酬の額を基準として各役員に配分しております。

#### e. 退職慰労金

退職慰労金は、取締役及び監査役を対象として内規に基づき、株主総会での承認を得たうえで支給することとしております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ・当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	土岸義直	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、監査役会18回全てに出席いたしました。適正性・妥当性の観点から適切な助言・提言を行っております。
監査役	藤岡達麻	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、監査役会18回のうち17回に出席いたしました。弁護士として主に法律面の見地から適切な助言・提言を行っております。
監査役	中村政英	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、監査役会18回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から適切な助言・提言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

15百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により会計監査人との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況について

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、すべての役員及び従業員が遵守すべき事項として「コンプライアンス規程」を制定し、業務遂行に当たり、すべての法律を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。

また、コンプライアンスの主管部門である経理総務部は、コンプライアンス体制の整備及び維持を図るほか、必要に応じて、規程・行動基準の見直し、研修を行う。

さらに、社長の直属組織であり業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、業務執行状況の内部監査を行い、内部統制の整備状況の評価及び改善提案を行う。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会規則等、業務執行のための社内諸規程において、関係法令等に基づく情報管理ルールを設定し、情報管理セキュリティを含めた、情報の適正な保存及び管理を行う体制を確立する。

取締役会、部長会等の重要会議の議事録、ならびに稟議書、報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、文書規程に基づき適切に保存及び管理を行う。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社内各部門の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、必要なリスク対策を規程化することにより、適切なリスク管理体制を構築し運用する。また、内部監査室が、リスク管理体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、社内組織の円滑な活動を確保するため、業務分掌規程、職務権限規程、部長会規程等により、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。また、内部監査室が、財産の保全、業務の改善、能率の向上を図り経営の合理化に資することを目的とした業務監査を行う。

### (5) 当社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、将来、該当する企業集団が設立される場合には、企業集団全体の業務の適正を確保するための体制を構築する。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

当社は、監査役から要請があれば、監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の業務を補助すべき従業員を置くこととし、その人事（異動、評価等）については、監査役の意見を聞くものとする。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制**

当社は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反や重大な不正行為等について、すみやかに監査役会に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び従業員に対して報告を求めることができるものとする。

**(8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

社員等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

**(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

**(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、監査役が取締役会、部長会等の重要会議に出席するとともに、主要な稟議書、重要な業務に係る文書を閲覧することにより、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するほか、必要に応じて監査役会と取締役、会計監査人（監査法人）、内部監査室もしくはその他の者との協議の機会を設け、情報交換、意見交換を行い、連携を図る。

監査役会が必要と認めた監査の実施にあたっては、取締役及び従業員はこれに協力する。

### (業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社は、毎月開催される取締役会により経営の基本方針のほか、経営及びコンプライアンスに関する重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行っております。さらに、定期的にと取締役会メンバー及び各部門長をもって組織される部長会を開催し、業績の分析と報告、業務執行の具体的な内容について審議を行っております。

監査役は、監査方針・監査計画を決定し、定期的に監査役会を開催するとともに、取締役会、部長会等の重要な会議へ出席し、業務及び財産の状況、取締役の業務執行状況、法令・定款への遵守状況についての監査を行っております。

さらに、社内各部署の内部統制システムの整備・運用状況を、当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,215,486	流動負債	383,741
現金及び預金	1,670,718	買掛金	41,114
受取手形	19,238	未払金	196,181
売掛金	332,984	未払費用	17,447
商品及び製品	2,942	未払法人税等	34,404
仕掛品	100,501	未払消費税等	35,371
原材料及び貯蔵品	90,307	前受金	13,323
その他	1,606	預り金	3,703
貸倒引当金	△2,813	製品保証引当金	3,841
		賞与引当金	38,354
固定資産	684,953	固定負債	151,533
有形固定資産	557,634	退職給付引当金	76,783
建築物	55,478	役員退職慰労引当金	74,749
構築物	2,426		
機械装置	114,662	負債合計	535,274
車両運搬具	969	(純資産の部)	
工具器具備品	17,640	株主資本	2,365,165
土地	366,082	資本剰余金	130,583
建設仮勘定	374	資本剰余金	122,580
無形固定資産	3,831	資本準備金	90,583
ソフトウェア	3,217	その他資本剰余金	31,997
その他	614	利益剰余金	2,112,177
投資その他の資産	123,487	利益準備金	10,000
出資金	2,015	その他利益剰余金	2,102,177
長期前払費用	1,075	別途積立金	1,790,000
繰延税金資産	110,445	繰越利益剰余金	312,177
その他	9,950	自己株式	△175
資産合計	2,900,439	純資産合計	2,365,165
		負債・純資産合計	2,900,439

# 損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,829,186
売上原価	998,890
売上総利益	830,296
販売費及び一般管理費	560,497
営業利益	269,799
営業外収益	
受取利息	254
受取配当金	80
違約金収入	3,290
作業くず売却益	2,549
雑収入	1,619
営業外費用	
売上債権売却損	721
売上割引	2,948
固定資産除却損	3,338
廃棄物処理費用	993
雑損	7
経常利益	8,008
税引前当期純利益	269,583
法人税、住民税及び事業税	269,583
法人税等調整額	78,845
当期純利益	△3,908
	74,936
	194,646

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	130,583	90,583	31,997	122,580	10,000	1,677,000	305,466	1,992,466
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△74,935	△74,935
別 途 積 立 金 の 積 立						113,000	△113,000	－
当 期 純 利 益							194,646	194,646
自 己 株 式 の 取 得								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	113,000	6,711	119,711
当 期 末 残 高	130,583	90,583	31,997	122,580	10,000	1,790,000	312,177	2,112,177

(単位：千円)

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△125	2,245,504	2,245,504
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△74,935	△74,935
別 途 積 立 金 の 積 立		－	－
当 期 純 利 益		194,646	194,646
自 己 株 式 の 取 得	△50	△50	△50
当 期 変 動 額 合 計	△50	119,660	119,660
当 期 末 残 高	△175	2,365,165	2,365,165

(注) なお、各計算書類の記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- |        |   |
|--------|---|
| 商品及び製品 | … 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）       |
| 仕掛品    | … 個別法及び総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| 原材料    | … 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）      |
| 貯蔵品    | … 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）   |

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8～38年
構 築 物	10～15年
機 械 装 置	2～10年
車 両 運 搬 具	4～ 5年
工具器具備品	2～15年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

#### (3) リース資産

所有権移転外のファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 … 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 製品保証引当金 … 製品のアフターサービスに対する支出に備えるため、過去の実績に基づき計上しております。
- (3) 賞与引当金 … 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 … 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における、簡便法により計算した退職給付債務及び中小企業退職金共済制度給付見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- (5) 役員退職慰労引当金 … 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理方法…税抜方式によっております。

#### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,232,967千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,873,500株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 160株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	74,935	40.00	2020年3月31日	2020年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 80,553千円
- ② 1株当たり配当額 43.00円
- ③ 基準日 2021年3月31日
- ④ 効力発生日 2021年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別内訳

#### 繰延税金資産

製品 (試作品)	19,660千円
仕掛品 (試作品)	1,555 〃
機械装置 (デモ機)	4,526 〃
未払賞与	34,775 〃
未払事業所税	937 〃
未払事業税	3,599 〃
製品保証引当金	1,169 〃
賞与引当金	11,682 〃
退職給付引当金	23,388 〃
役員退職慰労引当金	22,768 〃
その他	9,149 〃
繰延税金資産小計	133,214千円
評価性引当額	△22,768 〃
繰延税金資産合計	110,445千円

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は全く利用しておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎月把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。

未払金は、すべてが1年以内の支払期日の債務であります。

営業債務や未払金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

当事業年度末現在において、短期借入金及び長期借入金はありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当社決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注) 2.参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,670,718	1,670,718	－
(2) 受取手形	19,238	19,238	－
(3) 売掛金	332,984	332,984	－
資産計	2,022,940	2,022,940	－
(4) 買掛金	41,114	41,114	－
(5) 未払金	196,181	196,181	－
(6) 未払法人税等	34,404	34,404	－
(7) 未払消費税等	35,371	35,371	－
負債計	307,071	307,071	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 出資金（貸借対照表計上額2,015千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

### (1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,262円54銭
1 株当たり当期純利益	103円90銭

## (その他の注記)

### 1. 退職給付に関する注記

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度として退職金規程に基づく退職一時金及び中小企業退職金共済制度を採用しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (2) 簡便法を適用した確定給付制度

##### ①簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	76,025千円
退職給付費用	7,189 〃
退職給付の支払額	△6,431 〃
退職給付引当金の期末残高	76,783千円

##### ②退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	151,660千円
中小企業退職金共済制度による支給見込額	△74,876 〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	76,783千円
退職給付引当金	76,783千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	76,783千円

##### ③退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	7,189千円
----------------	---------

#### (3) 確定拠出制度

当社の中小企業退職金共済制度への要拠出額は、5,987千円であります。

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社横田製作所  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
広島事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮本芳樹 (印)

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 平岡康治 (印)

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社横田製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社横田製作所 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 土 岸 義 直 ㊞

社外監査役 藤 岡 達 麻 ㊞

社外監査役 中 村 政 英 ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対し、将来にわたり安定的な配当を実施することを経営の重要課題として認識しており、今後の事業展開に必要な内部留保と、当社の財政状態等を総合的に勘案しながら、年1回の期末配当を実施することを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、通期業績及び財政状態等を勘案いたしまして、以下のとおり前期より3円増配し、1株につき43円とさせていただきます。存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金43円 総額80,553,620円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月25日

#### 2. その他剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 115,500,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 115,500,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、定款第30条第2項を新設するものであります。なお、本項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 監査役として期待される役割を十分発揮できるよう、社内監査役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、定款第37条第2項を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第37条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第37条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

### 第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（6名）が任期満了となります。つきましては、ガバナンス体制の一層の強化と経営の透明性をさらに向上させるために1名増員し、取締役7名（うち社外取締役1名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	よこ た ひろし 横田 博 (1948年7月5日生)	1972年4月 三菱商事(株)入社 1991年5月 当社取締役 1992年7月 専務取締役 1993年5月 代表取締役社長 2015年4月 取締役会長 現在に至る	332,800株
2	よこ た よし ゆき 横田 義之 (1970年8月18日生)	2007年9月 当社入社 2017年4月 経理総務部 部長 2017年6月 本社工場長(部長) 2018年6月 専務取締役 社長補佐 兼 本社工場長 2018年9月 代表取締役社長 現在に至る	120,000株
3	わた い ひろし 綿井 宏 (1970年10月24日生)	1996年3月 当社入社 2018年10月 本社工場長(次長) 2019年4月 本社工場長(部長) 2019年6月 取締役本社工場長 現在に至る	5,100株
4	※ かわ もと まさ ひろ 河本 正博 (1959年6月22日生)	1982年4月 当社入社 2013年4月 営業本部 事業推進グループリーダー(次長) 2017年4月 技術部 品質保証グループリーダー(次長) 2020年4月 技術部 部長代理 2021年4月 技術部長 現在に至る	1,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	※ なか がわ かつ み 中川勝巳 (1965年6月2日生)	1996年8月 当社入社 2014年4月 営業本部 広島支店長(次長) 2017年4月 営業本部 カスタマサポートグループリーダー(次長) 2020年4月 営業本部 部長代理 2021年4月 営業本部長 現在に至る	900株
6	※ さか ね ゆう じ 坂根裕二 (1974年1月10日生)	2011年8月 当社入社 2018年4月 経理総務部 総務・人事グループリーダー(次長) 2020年4月 経理総務部 部長代理 2021年4月 経理総務部長 現在に至る	1,100株
7	※ かわ すみ えい じ 川角栄二 (1970年8月27日生)	1996年4月 新明和工業(株)入社 2007年2月 新明和工業(株)退社 2007年3月 福島国際特許事務所 入所 2009年4月 弁理士登録 2013年3月 福島国際特許事務所 退所 2013年4月 かわすみ特許商標事務所 開所 現在に至る	一株

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 川角栄二氏は新任の社外取締役候補者であります。なお、同氏が社外取締役に就任した場合は、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 川角栄二氏を社外取締役候補者に選任した理由は、製造業に関連する専門的な知見からの経営への的確な意見をいただくために、またガバナンス体制の一層の強化と経営の透明性をさらに向上させるためであります。同氏が社外取締役に選任された場合に期待される役割は、特許商標事務所の経営等を通じて培った経験を有しており、弁理士としての専門的な知見を活かした助言及び提言をいただくこととあります。
5. 第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決され、川角栄二氏が本議案により社外取締役に選任され就任した場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社全役員であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。なお、各候補者が取締役役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（3名）が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※ いし だ かつ ゆき 石田 克之 (1955年12月29日生)	1981年3月 当社入社 2008年4月 経理総務部長 2011年6月 取締役経理総務部長 2021年4月 取締役管理担当 現在に至る	6,400株
2	ふじ おか たつ ま 藤岡 達麻 (1977年10月18日生)	2006年10月 弁護士登録 2006年10月 ひまわり法律事務所 入所 2009年6月 当社監査役 現在に至る	一株
3	なか むら まさ ひで 中村 政英 (1970年5月15日生)	1994年4月 監査法人トーマツ 東京事務所 入所 2002年3月 監査法人トーマツ 東京事務所 退所 2002年4月 公認会計士中村政英事務所／中村政英税 理士事務所 開所 2012年5月 行政書士中村政英事務所 開所 2018年6月 当社監査役 現在に至る	一株

- (注) 1. ※は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 新任の監査役候補者石田克之氏は、本総会の終結の時をもって当社取締役を退任する予定であります。
4. 藤岡達麻氏及び中村政英氏は社外監査役候補者であります。なお、藤岡達麻氏は、現に当社の監査役であり、その就任年数は本総会の終結の時をもって12年となります。中村政英氏は、現に当社の監査役であり、その就任年数は本総会の終結の時をもって3年となります。
5. 藤岡達麻氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と高い知見に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。中村政英氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士等としての専門的な知見見識を活かし、経営全般の監視と幅広い視野からの有効な助言をいただけるものと判断したためであります。
6. 当社と藤岡達麻氏及び中村政英氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。各氏の再任が承認可決された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決され、石田克之氏が本議案により監査役に選任され就任した場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社全役員であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。なお、各候補者が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
9. 当社は、藤岡達麻氏及び中村政英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

#### 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役西文夫、石田克之、松本嗣治の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれの在任中の功労に報いるため当社内規における一定の基準に基づき、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一願いたいと存じます。なお、本議案の内容は、当社が定める役員報酬等の額の決定に関する方針に鑑みて相当であるものと判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
にし ふみ お 西 文 夫	2008年1月 当社取締役 現在に至る
いし だ かつ ゆき 石 田 克 之	2011年6月 当社取締役 現在に至る
まつ もと つぎ はる 松 本 嗣 治	2014年6月 当社取締役 現在に至る

#### 第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役土岸義直氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため当社内規における一定の基準に基づき、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
ど ぎし よし なお 土 岸 義 直	2008年1月 当社常勤監査役 現在に至る

以上







# 株主総会会場ご案内図

会場 ( 広島市中区基町 6 番36号  
メルパルク広島 6 階「安芸」  
(082) 222 - 8501 )



## ■交通のご案内

- J R 広島駅 (南口・在来線口) から路面電車で約15分  
広電路面電車 2号線 (宮島口行) 6号線 (江波行) 紙屋町西電停下車 徒歩約1分
- J R 広島駅 (南口) からバスで約10分  
広島交通路線バス ⑨のりば (バスセンター経由) バスセンター下車 徒歩約5分

UD FONT



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。

環境に配慮した植物油インキを  
使用しています。